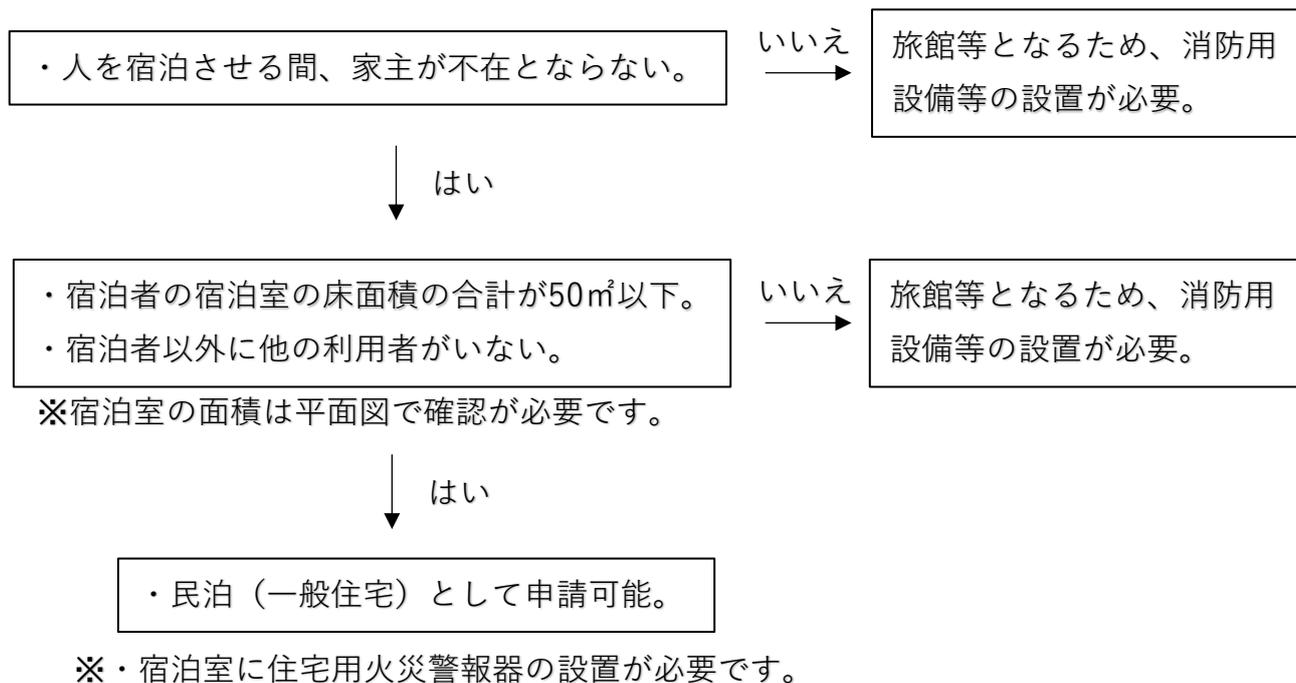


民泊（一般住宅）判断フロー



問い合わせ先

多治見市消防本部 予防課
多治見市三笠町2丁目21番地
TEL:0572-22-9233
mail:yobou@city.tajimi.lg.jp

消防用設備等の設置が必要な場合 又は相談をしたい場合

- ・ 付近見取り図（多治見市のどこにあるか）
 - ・ 平面図（間取りや面積が分かるもの）
 - ・ 立面図（窓等の配置等が分かるもの。）
- を準備して予防課
まで連絡又は来署し
てください。

※審査に時間がかかるため、時間に余裕をもって相談をお願いします。

消防用設備等の設置が必要な場合、相談から消防法令適合通知書の交付まで
2ヵ月程度かかります。

- ・ 必要となる可能性のある消防用設備等
 - ①消火器
 - ②自動火災報知設備
 - ③誘導灯
 - ④防災物品（カーテン、じゅうたん等）
- ※消防用設備によって設置に資格を必要とする場合があります。

問い合わせ先

多治見市消防本部 予防課
多治見市三笠町2丁目21番地
TEL:0572-22-9233
mail:yobou@city.tajimi.lg.jp

消防法令適合通知書発行までのフロー

・民泊（一般住宅）の場合

・必要となる届出

- ① 消防法令適合通知書交付申請書
- ② 平面図（宿泊室の面積、住宅用火災警報器の設置位置を記載）

↓
現地調査（住宅用火災警報器が設置してあるか確認等）

↓
消防法令適合通知書交付（準備ができ次第連絡します。）

・旅館等の場合

・必要となる届出

- ① 消防法令適合通知書交付申請書
- ② 防火対象物使用開始届出書（表紙、付近見取り図、平面図、立面図が必要）
- ③ 消防用設備等工事整備対象設備等着工届出書（甲種第4類消防設備士の資格が必要）
※消防用設備によって不要な場合があります。
- ④ 消防用設備等設置届出書

※設備によって有資格者（消防設備士（甲種第4類、乙種第6類）、電気工事士）の試験結果が必要です。

↓
現地調査（消防用設備等の検査、防災物品の確認等）

↓
検査済証及び消防法令適合通知書交付（準備ができ次第連絡します。）

消防用設備等の設置には、資格を必要とする場合や試験結果等を記載する必要があるため、消防用設備業者に依頼することをお勧めします。

※消防用設備等を設置するとなった場合、相談から消防法令適合通知書の交付まで、2ヵ月程度かかります。